

## VI 免許換えについて

事務所の移転・廃止・新設に伴って、[埼玉県知事免許]⇔[他都道府県知事免許]・[国土交通大臣免許]に免許を換えることを「免許換え」といいます。

免許換え後の免許証番号は新しい番号となり、( )内の更新数字も「1」となります。

免許換え後の免許有効期間は5年です。

免許換えが完了しましたら、従前の免許は自動的に失効しますので、廃業届出の必要はありません。

免許換え審査期間中に免許の有効期間が切れても、免許期限が審査期間中延長したものと見なされます。

### ○ 免許換え新規申請について

免許換えには、「免許換え新規申請」が必要です。本手引きを参照して作成し、以下表のとおり提出してください。

代表者・役員・政令使用人・専任の宅建士などに変更がある場合は、先に現在の免許権者へ変更届出書を提出してください。ただし、免許換えの原因となる事務所の新設・移転については、変更届出は必要ありません。

免許番号は、免許通知時点で変更されます。埼玉県知事免許への免許換えについては、契約の締結等において不都合が生じないように、免許通知前に連絡します。

免許権者	提出先	部数	手数料
他都道府県 → 埼玉県 (他都道府県知事免許業者が 埼玉県に本店を移転する場合)	埼玉県	2部	埼玉県建築安全課にてキャッシュレス決済で納付 33,000円
国土交通大臣 → 埼玉県 (国土交通大臣免許業者が埼玉県以外の 従たる事務所をすべて廃止する場合)			
埼玉県 → 他都道府県 (埼玉県知事免許業者が 他都道府県に本店を移転する場合)	本店移転先 都道府県		提出先都道府県に確認してください
埼玉県 → 国土交通大臣 (埼玉県知事免許業者が 埼玉県以外に従たる事務所を設置する場合)	本店所在地 を管轄する 地方整備局 等		提出先地方整備局等に確認してください

○ 免許換え新規申請に伴う手続きについて

1 他都道府県知事免許→埼玉県知事免許

免許換え許可時点で従前の免許は失効し、埼玉県事務所で営業が可能となります。



(1) 免許申請前に行うこと

法人業者においては、本店移転の登記をしてください。

本店移転以外の変更事項がある場合は、現在の免許権者である都道府県へ変更届出書を提出してください。

(2) 免許通知後に行うこと

ア 保証協会に加入していない業者

営業保証金の保管替え（供託所の変更）をしてください。

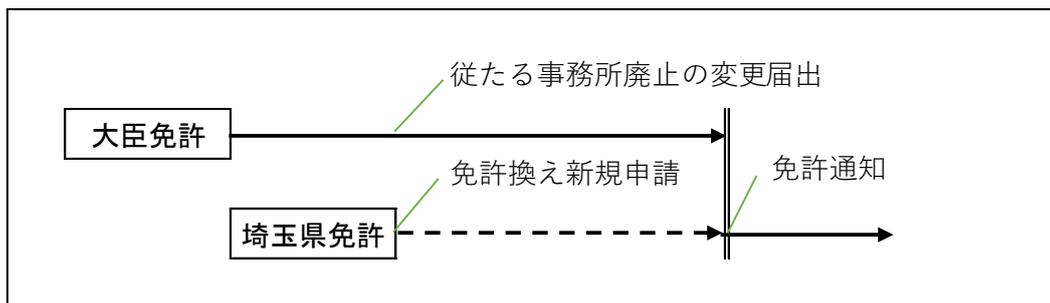
その後、営業保証金供託済届出書・免許通知ハガキ・供託書の原本及び写しを、埼玉県窓口を持参し、免許証を受領してください。

イ 保証協会に加入している業者

保証協会での手続き後に、免許証を受領してください。

2 国土交通大臣免許→埼玉県知事免許

埼玉県内の事務所の営業は継続して可能ですが、免許換え許可時点で免許証番号が変わります。



(1) 免許換え新規申請と同時に行うこと

従たる事務所廃止、及びその他変更事項に係る変更届出書（国土交通大臣宛3部）を埼玉県窓口を持参してください。

## (2) 免許通知後に行うこと

### ア 保証協会に加入していない業者

免許通知ハガキ・供託書の原本及び写しを持参し、免許証を受領してください。  
また、法務局にて、廃止した事務所に係る営業保証金を取り戻すことができます。

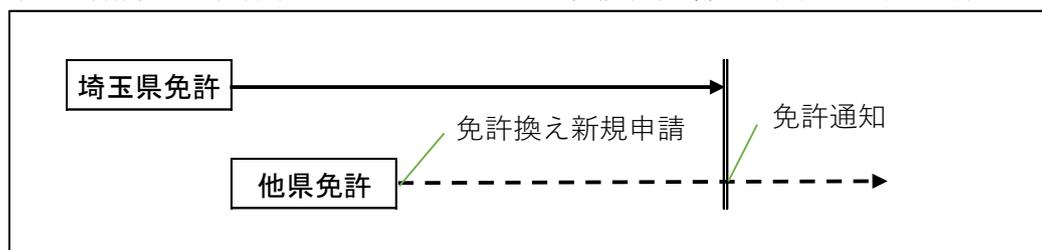
### イ 保証協会に加入している業者

保証協会での手続き後に、免許証を受領してください。

## 3 埼玉県知事免許→他都道府県知事免許

移転先都道府県が免許換えを許可する時点で、埼玉県の免許は失効します。

移転先事務所での営業開始時点については、移転先都道府県にお問い合わせください。



## 4 埼玉県知事免許→国土交通大臣免許

埼玉県内の事務所の営業は継続して可能ですが、免許換え許可時点で免許証番号が変わります。

追加供託手続き等完了後に、他都道府県の事務所で営業が可能となります。



### (1) 免許換え新規申請と同時に行うこと

従たる事務所の設置以外に変更事項がある場合は、変更届出書（埼玉県知事宛2部）を埼玉県窓口を持参してください。

### (2) 免許通知後に行うこと

#### ア 保証協会に加入していない業者

法務局にて営業保証金を追加供託し、営業保証金供託済届出書を関東地方整備局へ提出してください。

#### イ 保証協会に加入している業者

保証協会での手続き後に、免許証を受領してください。